

株主各位

平成 31 年 1 月 30 日

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目 3 番 1 号  
株式会社 ゴルフ・ドゥ  
代表取締役社長 伊東 龍也

(訂正)「新株予約権発行に関する取締役会決議公告」の一部訂正について

平成 31 年 1 月 28 日に公表いたしました「新株予約権発行に関する取締役会決議公告」につきまして、下記のとおり一部文章が不足していたため訂正いたします。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

## 記

(訂正前)

### 3. 新株予約権の内容

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 32 年 3 月期及び平成 33 年 3 月期の各連結会計年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が 320 百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役に定めるものとする。

(訂正後)

### 3. 新株予約権の内容

#### (6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、平成 32 年 3 月期及び平成 33 年 3 月期の各連結会計年度における、監査済みの当社有価証券報告書の損益計算書に記載される連結経常利益の合計額が 320 百万円を超過した場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた新株

予約権を行使することができる。国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。また、上記の連結経常利益の判定において、本新株予約権に関連する株式報酬費用が計上されることとなった場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前の修正連結経常利益をもって判定するものとする。

以 上